

高圧ガス保安法実務マニュアル

(第一種貯蔵所編)

一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の適用を受ける第一種貯蔵所に適用する。

—第一種貯蔵所とは—

容積1,000m³（第一種ガスの場合は3,000m³）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、許可が必要になり、許可を受けて設置する施設を「第一種貯蔵所」という。

ただし、第一種製造者、液化石油ガス法の販売事業者が、その許可を受けたところにより貯蔵するときは、この限りでない。

< 目次 >

	頁
I 第一種貯蔵所設置許可 -----	1
II 第一種貯蔵所位置等変更許可 -----	8
III 第一種貯蔵所完成検査 -----	13
IV 第一種貯蔵所軽微変更届 -----	15
V 代表者等変更届 -----	17
VI 第一種貯蔵所承継届 -----	18
VII 貯蔵所廃止届 -----	19
◎ 様 式 -----	20

平成 27 年 4 月

福島県危機管理部消防保安課

I 第一種貯蔵所設置許可

第一種貯蔵所を設置しようとする者が、法第16条第1項に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりであります。

- 1 申請単位 「貯蔵施設」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の10日前までに行うこと。

※標準事務処理日数【27日】（補正日数、祝・休日等を含まない。）

- 3 提出先 施設の所在地を管轄する地方振興局
- 4 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- 5 提出部数 正本1部
- 6 提出書類一覧

第一種貯蔵所設置許可申請書（様式1）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	申請者の適格性を確認する書類等	
(1)	委任状	代表者以外の者が申請手続きをするとき [様式2の例による]
(2)	登記事項証明書	法人の場合
(3)	住民票	市区町村長発行 個人の場合
2	貯蔵計画書	[様式3、記載例8-(2)項のとおり]
3	貯蔵計画書に添付して必要になる書類	
(1)	事業所全体平面図	
(2)	高圧ガスフローシート	
(3)	高圧ガス貯蔵設備配置図	
(4)	ガス設備及び高圧ガス設備の配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面	
(7)	耐震設計構造物に係る計算書	
(8)	貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
(9)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	
4	貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（貯蔵所案内図）	

7 第一種貯蔵所として許可を受けることになる範囲

容積1,000m³以上（第一種ガスの場合は3,000m³以上）貯蔵するときに許可を受けることになりませんが、貯蔵量の算定方法は、次によります。

① 貯蔵する高圧ガスが液化ガスの場合は、質量10kgをもって容積1m³とみなして算出します。

② 設備（容器）が2個以上ある場合で、次の一に該当するときは合算します。

i 設備（容器）が配管によって接続されているとき（低圧部での接続を含む。）

ii 設備（容器）が配管によって接続されていないときであって、

ア 設備（容器）と設備（容器）との間が30m以下であるとき

イ 設備（容器）が同一構築物内にあるとき

※②が一貯蔵所単位となります。従って、一事業所内で②に該当しない貯蔵形態（例：設備間が30m超ある場合等）が複数ある場合は、それぞれが一貯蔵所として許可が必要となります。

8 提出書類の作成要領

(1) 高圧ガス貯蔵所設置許可申請書（様式1）の作成要領

i 名称

法人にあつては法人名称に加えて貯蔵所名まで記入すること。個人にあつては貯蔵所名を記入すること。また、同一敷地内において複数の貯蔵所を保有することになるときは、ガス名区分又は貯蔵所に通し番号を付けるなどして区別すること。

[例] 法人：〇〇〇(株) 〇〇〇第〇貯蔵所 個人：〇〇〇貯蔵所

ii 事務所所在地

法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

iii 貯蔵所所在地

高圧ガスの貯蔵を行おうとする所在地を記入すること。

iv 代表者氏名及び印

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあつては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

（委任により申請する場合）

申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式2））を添付すること。

(2) 貯蔵計画書（様式3）の作成要領

貯蔵計画書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

<記載例>

貯 蔵 計 画 書

1 貯蔵の目的

（貯蔵する高圧ガスの種類及びその貯蔵目的を具体的に記載すること。）

2 貯蔵の方法

（貯蔵設備の種類毎（貯槽、容器の別）に高圧ガスの種類を整理し記載すること。）

3 貯蔵設備の貯蔵能力

（高圧ガスの種類毎に計算した貯蔵能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。）

高圧ガスの種類	設備の種類	公称能力 m ³ 又はkg	基数	高圧ガスの状態	貯蔵能力 m ³ 又はkg	備 考
	貯槽、容器			圧縮、液化、圧縮＋液化		
	貯槽、容器			圧縮、液化、圧縮＋液化		
	貯槽、容器			圧縮、液化、圧縮＋液化		
合 計						

[続いて、設備毎の計算式を記載すること。]

4 保安物件に対する距離

(1) 設 備 距 離

（貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。）

一般ガス：可燃性又は毒性ガス＝L₁、酸素＝L₂、その他のもの＝L₃以上の確保

液化石油ガス：L₁以上の確保

（貯蔵設備の第二種設備距離は、事業所敷地内で確保すること。）

一般ガス：可燃性又は毒性ガス＝L₂、酸素＝L₃、その他のもの＝L₄以上の確保

液化石油ガス：L₄以上の確保

※平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

(障壁構造等による距離緩和措置

一般ガス：一般則に緩和措置はありません。

液化石油ガス：液石則第6条第1項第3号、第24条第2号)

高圧ガスの種類	貯蔵能力 又は処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		高圧ガス設備から敷地 境界までの最も 近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

(2) 置場距離（容器が配管に接続されていない貯蔵の場合）
 （容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離（ l_1 ）以上を有すること。）

（容器置場の第二種置場距離（ l_2 ）は、事業所敷地内で確保すること。）

(障壁構造等による距離緩和措置

一般ガス：一般則第6条第1項第42号ハ

液化石油ガス：液石則第6条第1項第35号ハ)

※平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示
 すること。

高圧ガスの種類	容器置場の 面積	第一種設備距離		第二種設備距離		容器置場から敷地 境界までの最も 近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

5 貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準（法第16条第2項）に関する事項

（技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。

また、内容が示してある図面番号を記載すること。）

対応条項 一般ガス：貯槽による貯蔵の場合 一般則第22条
 : 容器による貯蔵の場合 一般則第23条
 液化石油ガス：定置式製造設備の場合 液石則第23条
 : 容器による貯蔵の場合 液石則第24条

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等No.

6 その他（設置場所について、都市計画法に基づく区域指定の状況を記述すること。）

(3) 貯蔵計画書に添付して必要になる書類等の作成要領

（概ね、次のような書面又は図面を添付する必要があります。）

① 事業所全体平面図

- i 事業所境界線を明示のこと。
- ii 高圧ガス貯蔵施設の位置を図示すること。
- iii 保安距離を図示すること。
- iv 火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。
- v 耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。
- vi 警戒標の種類及び取付位置を明示のこと。

② 高圧ガスフローシート

- i 機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
- ii 通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
- iii ガス設備、高圧ガス設備及び圧力区分を明確にすること。
- iv 除害設備の処理フローも記載すること。

③ 高圧ガス貯蔵設備の配置図

- i 貯蔵設備の位置、大きさ及び設備間距離等を図示すること。
- ii 次の設備がある場合は図示等をする事。

ア 障壁、防液堤の設置位置

- イ 防消火設備（散水装置を含む）の操作位置等（ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等）〔操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。〕

ウ ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部及び濃度指示・警報場所

エ 緊急しゃ断弁の取付位置及び操作位置

[操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。]

オ 通報設備の設置位置

カ タンクローリーの停車位置

④ 高圧ガス設備の配管図

(アイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図を添付すること。)

⑤ 機器一覧表

(貯蔵設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管、及びローディングアーム等)等について、設備の種類毎に機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した、次の書類を添付すること。)

i 仕様書及び構造図

ii 強度計算書 [特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品及び認定試験者試験等合格品を使用することとしている場合は、省略することができます。]

iii 安全弁にあつては、吹出量計算書

⑥ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

(基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。)

⑦ 耐震設計構造物の計算書

(基礎及び支持構造物についての計算条件及び計算結果の書面であり、一級建築士による確認(押印してあること)を得たものであること。)

⑧ 貯蔵設備の建屋、容器置場等の図面

i 貯蔵設備の建屋、容器置場等の寸法、屋根の材質を明らかにすること。

ii 換気口の数、面積、場所等を図示すること。

iii ガスの種類別に置場を明示すること。

iv 充てん容器置場、残ガス容器置場の区分を明示すること。

v 容器置場内の通路を明確にしたい場合は、通路を明示のこと。

⑨ 保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

i 防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書

ii ガス検知警報設備の仕様

iii 除害設備の能力及び仕様

iv 防液堤、障壁等の構造図

(4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面の作成要領

① 貯蔵所案内図

i 最寄りの駅等から貯蔵所までの道順等を明示のこと。

ii 貯蔵所と隣接する他事業所等との関係及び民家等付近の状況が示されていること。

II 第一種貯蔵所位置等変更許可

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとする際、法第19条第1項に基づいて知事に変更許可の申請を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 申請単位 「許可を受けている第一種貯蔵所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の10日前までに行うこと。
 ※標準事務処理日数【20日】（補正日数、祝・休日等を含まない。）
- 3 提出先 許可を受けた地方振興局
- 4 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- 5 提出部数 正本1部
- 5 提出書類一覧

第一種貯蔵所位置等変更許可申請書（様式4）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	貯蔵施設等変更明細書	
2	変更明細書に添付して必要になる書類	変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	事業所全体平面図	
(2)	高圧ガスフローシート	
(3)	高圧ガス貯蔵設備の配置図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(4)	高圧ガス設備の配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面	
(7)	耐震設計構造物に係る計算書	
(8)	貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
(9)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	

7 提出書類の作成要領

(1) 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書（様式4）の作成要領

i 名称

許可を受けた（許可証記載の）貯蔵所名を記入すること。

[例] 法人 : ○○○(株) ○○○第○貯蔵所 個人 : ○○○貯蔵所

ii 事務所所在地

法人にあつては登記してある本社所在地の記入欄である。個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

iii 貯蔵所所在地

許可を受けた（許可証記載の）貯蔵所所在地の記入欄である。

iv 代表者氏名及び印

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあつては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式2））を添付すること。

なお、新規許可時等に包括委任を受けている者が、申請する場合には新たに委任状を添付する必要はありません。

(2) 貯蔵施設等変更明細書の作成要領

貯蔵施設等変更明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

<記載例>

貯蔵施設等変更明細書

1 変更の目的

（変更の目的を具体的に記載すること。）

2 変更の内容

（貯蔵施設の変更の内容を明確にしなが、箇条書に簡潔に記載すること。）

3 貯蔵設備の貯蔵能力及び性能

変更 有 ・ 無

(変更がない場合は、現在許可を受けている数値を次の表の変更前の欄に記入し、
他は斜線としてください。)

高压ガスの種類	設備名	高压ガスの状態	貯蔵能力 (m ³ 又はkg)		
			変更前	変更後	増減
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
合 計					

※ 増減欄で、減量の場合は△で示すこと。

[続いて、増減する設備の計算式を記載すること。]

4 保安物件に対する距離

(1) 設 備 距 離

変更 有 ・ 無

(変更がある場合にあっては、次により記載すること。)

(貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。)

一 般 ガ ス : 可燃性又は毒性ガス = L_1 、酸素 = L_2 、不活性ガス = L_3 以上の確保
液化石油ガス : L_1 以上の確保

(貯蔵設備の第二種設備距離は、事業所敷地内で確保すること。)

一 般 ガ ス : 可燃性又は毒性ガス = L_2 、酸素 = L_3 、不活性ガス = L_4 以上の確保
液化石油ガス : L_4 以上の確保

※平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。
(障壁構造等による距離緩和措置

一 般 ガ ス : 一般則に緩和措置はありません。

液化石油ガス : 液石則第6条第1項第3号、第24条第2号)

高压ガスの種類	貯蔵能力 又は処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		高压ガス設備から敷地 境界までの最も 近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

(2) 置場距離（容器が配管に接続されていない貯蔵の場合）

変更 有 ・ 無

（変更がある場合にあっては、次により記載すること。）

（容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離（ l_1 ）以上を有すること。）

（容器置場の第二種置場距離（ l_2 ）は、事業所敷地内で確保すること。）

（障壁構造等による距離緩和措置

一 般 ガ ス：一般則第6条第1項第42号ハ

液化石油ガス：液石則第6条第1項第35号ハ）

※平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

高圧ガスの種類	容器置場の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		容器置場から敷地境界までの最も近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

5 貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準（法第19条第1項）に関する事項

（技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。

また、内容が示してある図面番号を記載すること。）

対応条項 一 般 ガ ス：貯槽による貯蔵の場合 一般則第22条
 : 容器による貯蔵の場合 一般則第23条
 液化石油ガス：貯槽による貯蔵の場合 液石則第23条
 : 容器による貯蔵の場合 液石則第24条

規則の条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等No.

(3) 貯蔵施設等変更明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

(変更の内容により、「6 提出書類一覧」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、貯蔵所の新規許可の手続きの項（8－(3)貯蔵計画書に添付して必要になる書類等の作成要領）を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあっては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。）

Ⅲ 第一種貯蔵所完成検査

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、貯蔵所の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の工事をした際、法第20条に基づいて知事に完成検査の申請を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 申請単位 設置許可、位置等変更許可の申請ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として完成検査を受検しようとする日の10日前までに行うこと。
- 3 提出先 許可を受けた地方振興局
- 4 申請手数料 申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- 5 提出部数 1部
- 6 提出書類一覧

第一種貯蔵所完成検査申請書（様式5）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必 要 書 類
1	高圧ガスフローシートに機器番号（成績書の番号）を記載した書類
2	特定設備検査合格証、高圧ガス設備試験等成績証明書、認定試験者試験等成績書又は、コールドエバポレーター移設性能検査合格証の写し等 （なお、この項に該当する機器について、試験証明書の写しの提出により、設備製作時の検査記録は、添付を必要としません。）
3	認定品等がない高圧ガス設備類については、メーカーの自主検査成績書（耐圧試験、気密試験、肉厚、材質等を記録したもの。）及びミルシート
4	配管（認定配管を除く。）については、工事施工会社の耐圧試験等成績書（試験実施年月日、実施場所、気温、試験範囲、圧力、試験流体、保持時間及び立合者等を明記したもの。）及び検査実施時の写真（配管全系及び圧力計の指針が読みとれるもの。）、ミルシート
5	設備の基礎及び障壁の構造、工程がわかる写真等
6	保安設備の検査記録
7	その他 技術上の基準に係る項目の資料

7 完成検査の検査項目

- ① 貯蔵設備設置位置及び設備レイアウトの確認（保安距離の実測を含む。）
- ② 高圧ガスフローシートにより機器との照合
- ③ 機器と成績書との照合（機器番号の確認と性能のチェック）
- ④ 設計圧力（又は常用圧力）以上による気密試験
- ⑤ 保安設備の作動試験
- ⑥ その他、技術上の基準に係る項目についての確認

8 受検にあたっての留意事項

- (1) 受検希望日の調整、検査内容等の確認のため、担当者と事前打合せを行うこと。
- (2) 完成検査当日は、現地において当該事業所の保安責任者が必ず立ち会うこと。

9 高圧ガス保安協会・指定完成検査機関が行う完成検査

県が行う完成検査の代わりに、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定するもの（「指定完成検査機関」）が行う完成検査を受け、法定の技術基準に適合していると認められ、その旨を県に届け出た場合は、県の完成検査を受ける必要はありません。

この、具体的な手続きについては、高圧ガス保安協会か当該指定完成検査機関に問い合わせてください。

10 認定完成検査実施者

設備等の変更の工事については、事業所（第一種貯蔵所）自らが、完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（「認定完成検査実施者」）が、法令の規定に従って検査記録を県に届け出れば、県や指定完成検査機関等の完成検査を受ける必要がありません。

この認定を受けるためには、社内組織面等での多くの要件をクリアし、また多額の費用がかかりますので、詳細は経済産業省保安課（関東東北産業保安監督部東北支部）又は県へ問い合わせてください。

11 完成検査不要の変更工事（法第20条第3項）

※ 完成検査不要となる工事の範囲（一般則第33条第3号、液石則第34条第3号）

貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えについては認定品又は特定設備検査合格品への取替えに限る）の工事であって、貯蔵能力の変更が変更前の20%以内の増減のもの

IV 第一種貯蔵所軽微変更届

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、貯蔵所の位置、構造又は設備について「軽微な変更の工事」に該当する工事を完成し、法第19条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 許可を受けている第一種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 工事完成後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 許可を受けた地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

第一種貯蔵所軽微変更届書（様式6）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	第一種貯蔵所軽微変更明細書	
2	変更明細書に添付して必要になる書類	軽微変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	事業所全体平面図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(2)	高圧ガス貯蔵設備（容器置場を含む。）の配置図	
(3)	変更する機器一覧表及びその仕様、構造図、強度計算書等	
(4)	変更箇所の写真又は記録	

6 軽微な変更工事の範囲

高圧ガスの貯蔵量（貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去による場合を除く。）及び貯蔵設備の位置の変更を伴わないものであり、次のようになります。なお、具体的には県に照会してください。

施設区分	軽微な工事の範囲
1 高圧ガス設備	貯槽及びじょ限量百万分の一未満のガスが通る部分以外であって認定試験者試験合格品又は高圧ガス保安協会の試験合格品の取替え
2 ガス設備（高圧ガス設備以外）	じょ限量百万分の一未満のガスが通るガス設備以外の変更
3 ガス設備以外の製造施設	設備の変更の工事
4 製造設備	貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない撤去の工事

7 製造施設等軽微変更明細書の作成要領

製造施設等軽微変更明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

<記載例>

製造施設等軽微変更明細書

1 変更の目的

(変更の目的を具体的に記載すること。)

2 変更の内容

(変更内容を箇条書に簡潔に記載すること。)

3 貯蔵設備の貯蔵能力

(貯蔵設備を撤去した場合記載してください。)

高圧ガスの種類	設備名	高圧ガスの状態	貯蔵能力 (m ³ 又はkg)		
			変更前	変更後	減少
		圧縮、液化、圧縮＋液化			△
		圧縮、液化、圧縮＋液化			△
合 計					△

[続いて、撤去設備の処理能力計算式を記載すること。]

4 容器置場 (容器が配管に接続されていない貯蔵の場合)

(容器置場を撤去した場合記載してください。)

高圧ガスの種類	容器置場の面積 (m ²)			備 考
	変更前	変更後	減少量	
			△	
			△	
合 計			△	

V 代表者等変更届

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、代表者、名称等を変更し、知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 許可を受けた第一種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 許可を受けた地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

代表者等変更届書（様式7）のほか、次のような書類が必要になります。

区分	変更の内容	必要添付書類
法人の場合	①名称及び事務所所在地の変更	登記事項証明書
	②代表者の変更	登記事項証明書
	③貯蔵所名称の変更	特になし
	④住居表示の変更による事務所又は貯蔵所所在地の変更	市町村発行の証明書
個人の場合	①事務所所在地の変更	住民票
	②同一人で氏名の変更	戸籍謄本又は抄本
	③貯蔵所名称の変更	特になし
	④住居表示の変更による事務所又は貯蔵所所在地の変更	市町村発行の証明書

注) 代表者の変更届の際、今後、高圧ガスに係る届出等を事業所の長等に委任する場合には、同時に委任状を提出することが望ましい。

VI 第一種貯蔵所承継届

第一種貯蔵所の地位を承継した者が、法第17条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 許可を受けている第一種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 承継後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 許可を受けた地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類一覧

高圧ガス製造事業承継届書（様式8）のほか、次のような書類が必要になります。

区 分	必 要 添 付 書 類
法人の場合	①登記事項証明書及び定款
	②譲渡、引渡の事実を証明する書面（契約書の写し等）
個人の場合	①戸籍謄本
	③譲渡、引渡の事実を証明する書面（契約書の写し、相続同意証明書等）

なお、第一種貯蔵所の承継は、第一種製造者より幅広く、相続及び合併に加えて、譲渡、引渡も含まれます。

Ⅶ 貯蔵所廃止届

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、第一種貯蔵所の用途を廃止したとき、法第21条第4項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 許可を受けている第一種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 許可を受けた地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類 貯蔵所廃止届書（様式9）によること。